

社団法人島田法人会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人島田法人会(以下「本会」という。) と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、静岡県島田市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚に資する各種の事業
- (2) 税制および税務に関する調査研究並びに意見具申
- (3) 会員の役員および従業員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- (4) 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
- (5) 機関紙、並びに税務、経営関係各種資料の発行
- (6) 女性部会、青年部会の発展に必要な支援および指導
- (7) 関係諸官庁および友誼団体との協調、連携
- (8) 財団法人全国法人会総連合、各県法人会連合会、および他の法人会との相互連携
- (9) 会員の役員および従業員の福利厚生に関する事業
- (1 0) その他本会の目的達成に必要な事業

(支部および部会)

第 5 条 本会には、前条に規定する事業の円滑な運営を図るため、地域別に支部を置き、必要に応じて下部組織を設けるほか、青年部会および女性部会を設置する。

- 2 支部および青年部会、女性部会の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第2章 会 員

（会員の資格）

第6条 本会の会員たる資格を有する者は、島田税務署管内に所在する法人または法人の事業所で、本会の目的および事業に賛同する者とする。

（資格の取得）

第7条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

（会員の権利義務）

第8条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款および総会の決議に従う義務を有する。

（資格の喪失）

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

- （1）退 会
- （2）禁治産または準禁治産
- （3）事業の閉鎖または解散
- （4）除 名

（退 会）

第10条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

（除 名）

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、理事会において、3分の2以上の決議により、その会員を除名することができる。

- （1）会員としての義務の履行を怠ったとき
 - （2）本会の名誉をき損し、または本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に理事会で弁明の機会を与えなければならない。

（会 費）

第12条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返納しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第13条 本会に、次の役員を置く

理 事	55名以上65名以内
うち 会 長	1名
副 会 長	9名
常任理事	14名以上16名以内
監 事	3名以内

2 必要に応じて、専務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事および監事は、総会においてこれを選任する。

2 会長、副会長および常任理事は、理事の互選によりこれを選任する。

3 専務理事は、第1項の規定にかかわらず理事会の決議を経て会長が任免する。

4 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 常任理事は、本会の常務を審議、処理する。

4 専務理事は、会長の命を受け会務を統括する。

5 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。

6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 増員または補欠のため選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらずそれぞれ現任者または前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条1項の各号の一に類する事実があったときは、総会において、3分の2以上の決議により、その役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、その役員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

（役員の報酬）

- 第18条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬、
を支払うことができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第4章 顧問、相談役および委員

（顧問および相談役）

- 第19条 本会に、顧問および相談役若干名を置くことができる。
- 2 顧問および相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
 - 3 顧問および相談役は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
 - 4 顧問および相談役の任期は、役員の任期に準ずる。

（委員会）

- 第20条 本会に、第4条の事業を分担するため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、委員長および委員を持って構成する。
 - 3 委員長および委員は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
 - 4 委員会の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置き、会長がこれを任免する。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(帳簿および書類等の備え付けおよび閲覧)

第22条 事務所には、常に次の各号に掲げる帳簿および書類等を備えて置かなければならない。ただし、第1号から第3号および第8号に掲げる書類については最新版を、第6号および第9号に掲げる書類については5年間分を備えて置くものとする。

(1) 定 款

(2) 会員名簿および会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事、顧問、相談役、委員および職員の名簿および履歴書

(4) 許認可等および登記に関する書類

(5) 会議の議事録

(6) 事業報告書および収支計算書

(7) 収入支出に関する帳簿および証拠書類

(8) 事業計画書および収支予算書

(9) 正味財産増減計算書、貸借対照表および財産目録

(10) その他必要な帳簿および書類等

2 前項第1号、第6号、第8号および第9号に掲げる書類並びに会員名簿および役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第 6 章 会 議

（会議の種類）

第 2 3 条 会議は、総会および役員会とし、会長がこれを召集する。

（総 会）

第 2 4 条 総会を分けて、通常総会および臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

（総会の開催および招集）

第 2 5 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員総数の 5 分の 1 以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催日の日から少なくとも 7 日前に、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した文書を発して召集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

（会員の表決権）

第 2 6 条 会員は、各 1 個の表決権を有する。

2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

（総会の議事）

第 2 7 条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（総会の付議事項）

第 2 8 条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

（役員会）

第 2 9 条 役員会を分けて、理事会および常任理事会とする。

2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長、常任理事および専務理事をもって組織する。

3 監事、顧問、および相談役は、役員会に出席し、意見を述べることができる。

（役員会の開催および招集）

第 3 0 条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを召集する。

2 役員会の招集については、第 2 5 条第 3 項の規定を準用する。この場合、この規定中「総会」とあるのは、「役員会」と読み替えるものとする。

(役員会の議事)

第31条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第32条 役員会に出席できない役員には、第26条第2項の規定を準用する。この場合、規定中「総会」および「会員」とあるのは、それぞれ「役員会」および「役員」と読み替えるものとする。

(役員会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案
- (3) 総会において、理事会に委任された事項
- (4) その他会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

2 常任理事会は、理事会にかわり、常務の執行に関する事項および緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告して承認を得なければならない。

(会議の議長)

第34条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

(会議の議事録)

第35条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 会員もしくは、役員の現在員数および出席者数
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要およびその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第 7 章 資産および会計

（資産の構成）

第 36 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- （ 1 ） 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- （ 2 ） 会 費
- （ 3 ） 事業に伴う収入
- （ 4 ） 資産から生ずる果実
- （ 5 ） 寄附金品
- （ 6 ） その他の収入

（資産の管理）

第 37 条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

（資産の区分）

第 38 条 本会の資産は、基本財産および運用財産の 2 種類に区分する。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

（基本財産の処分の制限）

第 39 条 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会において、会員総数の 3 分の 2 以上の決議を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、またはその全部もしくは一部を担保に供することができる。

（経 費）

第 40 条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

（事業計画および収支予算）

第 41 条 本会の事業計画および収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し総会の決議を経て、毎事業年度開始の日から 3 ヶ月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。

2 事業年度の途中において、事業計画および収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

（暫定予算）

第 42 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入

支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および収支決算)

第43条 本会の事業報告および収支決算は、会長が作成し、あらかじめ監事の監査を経かつ、総会の決議を経て毎事業年度終了の日から3ヶ月以内にこれを主務官庁に提出しなければならない。

(長期借入金)

第44条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、総会において、会員総数の3分の2以上の決議を経、かつ、主務官庁の承認を得なければならない。

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において、会員総数の4分3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

(解散)

第47条 本会を解散しようとするときは、総会において、会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第48条 本会が解散した場合の残余財産は、総会において、会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 4 9 条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立認可のあった日から施行する。
- 2 従来、社団法人島田法人会に属した会員および同会の権利義務の一切は本会が継承する。
- 3 本会の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 4 1 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第 4 5 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から 6 1 年 3 月 3 1 日までとする。
- 5 本会の設立当初の役員は、第 1 4 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、別に掲げる者とする。
- 6 本会の設立当初の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、設立後最初の通常総会の日までとする。

この定款は、昭和 60 年 6 月 20 日 から施行する。

昭和 61 年 5 月 27 日 改正

平成 7 年 5 月 26 日 改正

平成 13 年 5 月 29 日 改正